

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)	
地域名 (地域内農業集落名)	佐倉下地区 (浜田・紫内・加藤・島・二本榎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日	
	(第1回) 令和5年11月24日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が76歳と高齢化が進み、規模縮小を検討している農業者が多く、専業の担い手の減少や後継者がいないことによる労働力不足により遊休農地の更なる増加が懸念される。また米価の低下や燃料・資材の高騰が問題となっている。	
【地域の基礎データ】 当地区に耕作地を持つ認定農業者:5名 認定新規就農者:1名 多面的機能保全会:1組織 主な作物:水稻、野菜類	

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作面積の多い水稻について、収益が上がる農業経営を今後も考えていく。また引き続き多面的機能保全会による農地の維持管理に努め、地域内外から新規就農者等の確保に取り組み、集落営農組織等の結成を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、現在多面的機能保全会により取組が行われており、今後も検討を続けていく。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当該地区ではある程度の集積・集約ができているため、今後も継続的に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構等に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌しながら農地の賃借をしていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズ等を踏まえ、農地整備事業を活用し、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--